

平成27年1月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成27年1月26日(月) 午前10時00分～午前11時40分

○ 場 所 守口市役所1号別館 3階 第2委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 学校施設整備監 西 哲郎

生涯学習部長 松 良之 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 瀬尾 邦雄 学校教育課長 大野 友己

保健給食課長 西尾 浩樹 生涯学習課長 松原 俊三

スポーツ・青少年課長 宇野田 信幸 放課後こども課長 西本 岳史

教育センター長 廣部 孝徳 公園課長 田中 潔

ほか担当職員

●議案の審議に入る前に、首藤教育長より報告があった。

○首藤教育長 まず初めに、昨年12月26日に報道されました、守口市立小学校におけるいじめ事案並びに給食への異物混入につきましては、被害児童、保護者の皆様には大変つらい思いをさせてしまったこと、また、関係の方々にも御心配をおかけしていることをまことに申しわけなく思っております。私としましても、いじめや異物混入と、子どもの健康にかかわる事象が学校管理下で起こったことにつきましては、大変重く受けとめております。

今後は教育委員会として、被害児童のケアを優先に取り組むとともに、市長部局及び警察並びに子ども家庭センター等の関係諸機関とも連携しながら、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

また、1月16日に報道されました守口市立中学校長による不適切発言におきましては、解決しているいじめ事案ではありますが、被害保護者への著しい不安と不信感を与えたことになり、まことに遺憾であります。この発言に対する社会的な反響を、学校の責任者である校長の職責が改めて問われている状況になっております。今後、大阪府教育委員会からの意見も踏まえながら、適切に対応してまいります。

この2件の問題により、児童生徒及び保護者、地域の方々に不安と御心配をおかけしたこと、まことに申しわけありません。教育委員会として全力を傾け、信頼回復に取り組んでまいります。

○ 審議内容

議案第1号 樟風中学校にかかる土地の取得についての意見案

【説明要旨】

○事務局　それでは議案第1号「樟風中学校にかかる土地の取得についての意見案」につきまして、御説明申し上げます。

本市は、元大阪府立守口高校跡地に、平成27年4月開校予定の市立第二中学校と第四中学校の統合校となる樟風中学校を建設しておりますが、用地につきましては有償により用地を取得する覚書を、市と大阪府の間で平成24年10月16日に交わしております。覚書につきましては、取得方法、範囲、価格等について、大阪府と協議した結果、平成25年度には南側用地を、平成26年度には北側用地を、2カ年度に分けて取得することとなっております。

平成25年度におきましては、図の下側の南側用地、西郷通3丁目12番1号の1筆、1万2,963.25平方メートルを取得し、今年度におきましては図の上側の北側用地の西郷通3丁目7番5及び6の2筆、5,327.77平方メートルを取得する予定でございます。調節地上部の西郷通3丁目7番4及び7の2筆、2,633.61平方メートルは、河川法による占有の許可を得て、市が占有することを認める覚書を、平成26年10月14日付で大阪府との間に交わしております。その後、平成26年12月守口市議会定例会におきまして、用地の取得にかかる守口市一般会計補正予算案が可決され、市と大阪府の間で売買について協議が整いましたので、平成27年1月21日に仮契約を締結させていただいたものでございます。

なお、この契約につきましては、予定価格2,000万円以上かつ1件5,000平方メートル以上の土地の買い入れとなりますことから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、守口市議会の議決を経て成立するものでございます。つきましては、守口市議会2月定例会におきまして、土地の取得議案として上程する予定でございますことから、教育委員会1月定例会に土地の取得についての意見案を次のとおりご決定いただくとするものでございます。

契約の内容でございますが、用途につきましては守口市立樟風中学校用地でございます。所在地は守口市西郷通3丁目7番5及び6でございます。地目は学校用地でございます。面積5,327.77平方メートルでございます。取得価格は4億7,900万円でございます。現所有者は大阪府というふうになっております。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員　それでは確認だけですが、南側の土地については既に取得済みで、今回の部分について取得をする、なお1部分については占有使用をさせていただくということで、これも使えるということで、新しい学校の校地としてはこれで完了するという理解でよろしゅうございますか。

○事務局　委員のおっしゃるとおりでございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第2号 平成26年度教育費繰越予算案についての意見

【説明要旨】

○事務局　議案第2号「平成26年度教育費繰越予算案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

1. 繰越予算、施設維持管理事業 小学校、教育費、小学校費、学校管理費、委託料の実施設計委託料でございますが、市立三郷小学校におきまして、平成26年度校舎及び屋内運動場の耐震診断及び実施設計を実施するため、平成26年8月に委託契約を行ったものでございます。契約後、耐震診断等を実施するに当たり、屋内運動場におきまして構造

上の問題から、当該業務が当初の契約期間以上の期間を要することとなり、本年度に終了しない見込みとなることから、当初予算額の3,057万2,000円を平成27年度、翌年度に繰り越し、繰越明許設定しようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【審議状況】

○委員　ただいま屋内運動場における構造上の問題からと、こういう御説明がございました。もう少しこの構造上の問題からというところを具体的に説明していただけないでしょうか。

○事務局　今回の屋内運動場の構造の問題についてですが、当初鉄筋コンクリート造として耐震診断を行うところでしたが、設計事業者のほうで調査を始めたところ、中に鉄骨が入っているということが判明いたしまして、建物自体が鉄骨鉄筋コンクリート造ではないかというふうな疑義が生じました。そこで私どもと設計事業者のほうで協議を続けまして、その協議の内容というのが、鉄筋コンクリート造として耐震診断をするのか、それとも鉄骨鉄筋コンクリート造として耐震診断をするのか、どちらが適切かということで協議を続けてまいりまして、その部分が構造上の問題となっております。

○委員　当初予想されなかった事柄が、生じてきたもので、そのために予算計上等々にかかわる作業がそのとおりの順序、予定どおりの順序で進まなかったということで繰り越すと、こういうことだと思います。追加で、素人の質問ですけれども、鉄筋コンクリート造と、鉄骨鉄筋コンクリート造というのを二つ挙げられたわけですが、どのように違うか、それから耐用年数でいうとどれほどの違いがあるのかというところだけちょっと補足していただけますか。

○事務局　鉄筋コンクリート造というのは、鉄筋とコンクリートで作られているものなんですけれども、鉄骨鉄筋コンクリート造というのは鉄骨も鉄筋コンクリートに加え入っている建物として、より強度としては高い建物なんですけれども、この建物につきましては昭和11年ということでございまして、その当時、鉄骨鉄筋コンクリート造の計算基準というものが正式なものが学会からも発表されていない時代でして、本来であれば鉄骨鉄筋コンクリート造のほうが強度はあるんですけれども、そのような基準がない時代でありまして、今回の建物については鉄筋コンクリート造で耐震診断を最後まで行うというこ

とになりました。まず違いとしては強度の差というのが今回の件でいえばあると思います。

それと耐用年数のほうですけれども、鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造では違いはございません。

○委員 鉄骨が入っていたということでちょっと強度のあるものであったために、鉄筋コンクリートと思つての計画というよりも、強度があるから耐震補強をどうするんだという問題になったというのはよくわかるわけですが、結果的には鉄筋コンクリート造とみなした耐震補強をしていくということに落ちついたら、こう考えていいわけですね。いろいろ予想外のことが出てくることがあると思いますが、最終的に子どもたちに被害が及ばないようにということで対応していただければと思いますので、どうぞよろしく願いをしておきたいと思います。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第3号 平成27年度教育に関する予算についての意見案

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第3号「平成27年度教育に関する予算についての意見案」につきまして、御説明申し上げます。

本教育委員会の予算案でございますが、經常経費と臨時的経費の2本立てとなっております。

まず、人件費を除きました經常的経費の予算要求案につきまして、御説明申し上げます。平成27年度人件費を除きます計上予算要求額の合計額は、60億4,392万2,000円、前年度の当初予算に比べ20億7,108万6,000円、34.3%の増として要求しております。その内訳といたしまして、教育総務費につきましては要求額は1億8,049万9,000円、前年度比977万6,000円、5.4%の増となっております。主な増の内容といたしましては、事務局費の文書連絡便業務委託を、昨年10月より開始いたしました。本年は4月から12カ月分の委託料となったものでございます。

次に小学校費でございますが、要求額は32億4,412万4,000円、前年度と比較いたしまして23億5,171万7,000円、72.5%の増となっております。主な増の内容といたしましては、学校統合関連費用で寺方・南小学校統合校の建設実施設計などの業務委託、さつき小学校・第三中学校小中一貫校新築工事費のほか、梶小学校校舎

棟耐震補強工事費及び小学校の消防施設の改修工事費の増でございます。

中学校費にまいります。18億1,906万9,000円、前年度比3億1,308万2,000円、17.2%の減となっております。主な減の内容といたしましては、第二中学校・第四中学校統合校に係ります新校舎建設工事費の減、及び児童数の減少によります対象児童の減が見込まれ、就学奨励給与金の減によるものでございます。なお、中学校給食の実施によります、給食調理業務の委託料が増となっております。

次に、社会教育費にまいりまして、3億5,144万円、前年度比1,217万3,000円、3.5%の増となっております。主な増の内容は、生涯学習情報センター指定管理委託料の増及び図書管理システムなどの使用料の増、また公民館のガス使用料の増となっております。

続きまして、保健体育費にまいります。8,298万8,000円、前年度比139万8,000円、1.7%の増となっております。主な増の内容ですが、花園守口ふるさと村管理運営事業にかかる負担金の増。ニュースポーツ器具の備品購入費でございます。

最後に、青少年健全育成費にまいります。3億6,580万2,000円、前年度比910万4,000円、2.5%の増となっております。主な増の内容といたしましては、児童クラブの繁忙期による臨時指導パートナーの賃金の増でございます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、経常的経費の予算要求案の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時的経費の予算要求案について、御説明申し上げます。下段をごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育総務費では、学力向上への支援といたしまして、学力向上研究指定校事業及び学力向上推進事業での報償金及び賃金や消耗品、備品の購入費を、校務支援システム整備事業、教育ICT化と情報活用力育成推進事業では、電子黒板やソフトウェアのリース使用料を1億592万3,000円計上しております。

次に小学校費でございますが、東・大久保小学校統合校の設計業務委託及び測量業務委託の委託料、寺方・南小学校統合校建設にかかります既存校舎の解体工事費及び工事監理業務委託料などの統合関連事業を計上しております。また、三郷、橋波、八雲、梶小学校の耐震補強工事費、仮設校舎賃借料などの費用を、学校図書電算化業務、小学校デジタル教科書整備事業などの委託料で、合計で20億4,469万5,000円を計上しており

ます。

続きまして中学校費でございますが、第二・第四中学校の開校に伴います準備の教材教具購入費、さつき中学校の給食実施に向けた備品購入費を計上しております。また小学校と同じく、学校図書電算化業務委託料で合計で1,422万1,000円を計上しております。

続きまして、社会教育費にまいります。文化センターの舞台吊物設置及びカメラ、舞台音響設備や自動火災報知機設備などの施設整備の改修工事費を、生涯学習情報センターにおきましても、舞台吊物設置及び空調設備や図書フロアの閉架書庫増設などの施設整備改修工事費を社会教育施設の整備として計上しております。また、図書システムの連携による電子書籍サービス構築や読書通帳及びブックシャワーの導入によります委託料を計上し、合計で2億2,017万1,000円を計上しております。

次に、保健体育費でございますが、市民体育館の老朽化による外壁及び屋根改修工事費、大体育室及び小体育室フロアの改修工事費で、2億5,990万2,000円を計上しております。

最後に、青少年健全育成費でございますが、もりぐち児童クラブの高学年障害児受け入れ事業といたしまして、児童の安全確保の観点からパートナーの派遣委託する委託料、また児童クラブ専用のインターホンの設置の工事費で、1,786万4,000円を計上いたしました。要求額の合計は、26億6,277万6,000円でございます。

以上が、臨時的経費の予算案でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、平成27年度教育に関する予算についての意見でございますが、文案を朗読させていただきます。

平成27年度教育に関する予算について（意見）案

みだしのことにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、次のとおり意見を申し述べます。

本教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志を持って、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念のもと、社会が急激に国際化していく時代において、学校教育・社会教育が一体となって学校・家庭・地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成を目指し、守口の教育を推進するためにさまざまな施策を展開しております。

本市教育委員会のさらなる推進に向け、小中一貫教育の推進とともに、一人一人の学力の向上、安全安心な教育環境の整備への対応、社会教育における図書サービスの充実などの諸課題を克服できるよう、来年度におきましては、①「新しい学校づくりと良好な教育環境づくり」②「学力向上への支援」③「社会教育の振興」を軸に施策を実施することとしております。

具体的には、①「新しい学校づくりと良好な教育環境づくり」においては、統合校の施設整備と開校準備を鋭意進めるとともに、最終段階である校舎棟の耐震事業及び小中一貫校の開校に向けた中学校給食備品等整備など、安全で安心な教育環境づくりを進めます。②「学力向上への支援」においては、小中一貫教育の推進をより一層充実させるとともに、教育情報化支援の充実を図り、授業改善の拡充に努めます。また、学校のみならず家庭における学習状況の改善に資するよう、学習冊子を配布するなどの取り組みを推進します。③「社会教育の振興」においては、利用者が安全に社会教育施設を活用するため、老朽化した施設の改修が不可欠であるため、各施設の補修・改修工事を鋭意進めます。以上、重点項目のみを列記しましたが、学校教育と社会教育が一体となって、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成を目指して取り組んでまいりますので、必要な教育に関する予算の確保について、厳しい財政事情下ではありますが、特段の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

【審議状況】

○委員 教育費の経常的経費、経常的とはいえ26年度の予算額が約40億ほどですか、要求が60億で20億ほど多いですね。さらに臨時的に26億で、合わせて40数億になるわけなんです、要求としましてはね。本当に基本的な疑問ですけども、財政が苦しいとおっしゃいましたけれども、どういう、どこから出るというか、変な言い方ですけども、ちょっと質問させてもらいたいと思います。

○事務局 今、委員の御質問がありましたように、確かに経常予算、臨時予算ともに合計しますと非常に大きな額となります。この額なんです、守口市の一般会計予算のうち、に全て一般財源として使用するというのではなくて、いわゆる起債の借金であるとか国庫補助金などのような特定の財源もありますので、全て守口市の一般財源で賄うことではないということが1点と、あとこれはあくまで要求額ということですので、まだ、余り時

間はないんですが財政当局とも調整の上、できる限りの予算を確保していくというふうなことの要求額でございます。

○委員 統廃合とか新築とか、あるいは耐震補強とか、非常によくわかるんですけども、守口市の学力向上のためにいろいろと、特に臨時的経費のところ、教育総務費で1億592万円ほどですね、学力向上研究指定校事業とか学校体制緊急支援事業、学力向上推進事業以下何点か挙げられておりますが、意味はわかるんですけども、具体的にどんなことをなさろうとされているのか、ぜひお聞きしたいと思います。

○事務局 まず学力向上研究指定校事業につきましては、こちらは今年度の全国学力調査を含めまして、これまでの調査の中で改善が見られている学校、そちらにしている予算を配分させていただき、現在の取り組みをしっかりとよりよいものに進めていただいた上で、市内の小・中学校の教職員等に広く公開し、周知をしていただくものでございます。内容につきましては研究授業の発表だけではなく、日常的な視察の受け入れ等をしていただけるような学校として進めてまいりたいと考えております。

続いて、学力向上推進事業、こちらにつきましては、まず小・中学校のほうに少人数指導、こちらを充実させるための加配、その加配につきましては、少人数指導と並びまして放課後に補充学習、こちらは任意で参加するものではなく、一定の学力に困難さを感じている子どもたち、そちらについてきめ細やかに放課後でも補充学習が行えるような加配教員の配置を要求しております。加えまして、本市の課題でもあります家庭学習状況の改善、こちらを進めるために現在では小学校6年生、中学校1、2年生、これの全児童生徒に対しまして、市で作成しました家庭学習冊子、これを全児童生徒に配布させていただき、子どもたちが自分の今、状況に応じて取り組むページを選んで取り組みまして、そちらを家庭の保護者とまた学校の教員が確認をしていくような形で、家庭学習の状況改善を図ってまいりたいと考えております。それと加えまして学校体制緊急支援事業、こちらにつきましては学校のほうが生徒指導上の課題によって、教職員が疲弊する、そういう負のサイクルが回る可能性がありますので、そうなった際に警察等との連携はもちろんのこと、学校の持っている課題、そちらに必要な例えば弁護士やそういう専門家の講師、校内研修の講師を派遣するとともに、支援員として例えば授業から出ていく子どもたちに寄り添うような支援と配置をさせていただき、想定では1カ月間を目途としまして、その間指導主事の指導助言も含めまして、学校体制を立ち直すべく要求しておる事業でございます。

○委員 校務支援システムというのは具体的にどんなものなんですか。教育ICT化というのはわかるんですけども、何をなさるのか、これもあわせてお聞きしたいと思います。

○事務局 現在、各学校には教職員1人1台の校務用パソコンが配備されておりますけれども、その中のサーバーにおきましたソフト等で、通知表ですとか、それからさまざまな書類等があるんですけども、それを効率的に先生方が入力し出力できるようなシステムを考えております。それとあと、それぞれの学校をつなぐようなネットワークにつきましても費用等が発生しておりますので、それについても計上させていただいております。

教育ICT化と情報活用力の向上につきましては、現在コンピュータ室に配備されておりますパソコンですけれども、耐用年数の期限がきておりますので、入れかえを予定しております。それにつきまして、デスクトップ型ではなくタブレットパソコンを導入すべく、これも計上させていただきます。

○委員 予算的に財政状況が大変厳しい中で、これだけ膨らんだ予算要求をするということになると、なかなか財政当局も簡単に首を縦に振ってくれるかどうかというところがあるかと思います。ただ施設の取得であったり、耐震等にかかる国の施策に関連するところについては、国が認証していくという関係で3分の1なり補助がついたりする。財政当局もそういうものについては比較的認めやすいというか、受け入れてくれるということがあるかと思います。ただ、ここに人件費を除いてと書いてありますけれども、統廃合などをしますと二つの学校が例えば一つになれば管理職は減るわけですし、人件費で浮いてくる部分であったり、あるいは統廃合することによって校地が浮いてくる、それを市のほうにお返しをすることによって、それを新たに取得するということになれば大変なお金がかかるところを、別途に市が使えるというようなことも考えに入れれば、早々むちゃな要求ではないのではないかという気はいたします。その他のあたりについては大変厳しい折衝をしていただかないといけない部分もあるかと思いますが、ぜひともよりよい、守口市の子どもたちの未来につながることでございますし、安全安心にかかわる事柄でございますので、しっかり確保していただきたい。と同時に、教育委員会としてはハード面はさりながら、やはりソフト面でいかに守口市の教育を充実させていくかという視点で、新たな事業を展開していくということがとても大切だと思いますし、逆に言えば教育委員会に対して期待されている部分でもあろうかと思いますが、ここについてはしっ

かり根拠をつけて説明をし尽くして、予算が確保できるように、格段の努力をしていただきますように、重ねてお願いを申し上げておきたいと思います。いずれにしても守口市の教育がより充実・発展するようというところで、皆さん方一丸となって取り組んでいただいているわけでございます。そういう中であっても財政厳しい折り、ない袖振れんと言われるという部分も多々あるかと思っておりますので、しっかり頑張ってくださいますように期待を申し上げておきたいと思っております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第4号 守口市いじめ問題対策連絡協議会条例案についての意見

議案第5号 守口市立学校いじめ防止対策等審議会条例案についての意見

【説明要旨】

○事務局 第4号「守口市いじめ問題対策連絡協議会条例案」及び第5号「守口市立学校いじめ防止対策等審議会条例案」につきまして、あわせて説明をさせていただきます。

いじめの問題は、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりではなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、子どもを取り囲む大人一人一人のいじめ問題に関する意識とそれぞれの役割と責任を自覚し、学校を含めた社会全体の課題として捉える必要がございます。そのため、いじめ防止等の対策の推進には、学校や教育委員会だけではなく、法務局や警察等の関係する機関及び団体等々連携して取り組むことが重要であると考えております。

また、いじめにより子どもの生命や身体または財産にかかわるような重大な事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認し、原因と課題を明らかにし、同じ過ちを繰り返すことがないよう、対策を講じることが必要となっております。そのため、教育委員会がより客観的な調査を行えるよう、体制を整備する必要がございます。

教育委員会としましてはこのような認識のもと、12月の教育委員会定例会におきまして御意見をいただきました守口市いじめ防止基本方針の中で、教育委員会として取り組む施策として示しております、守口市いじめ問題対策連絡協議会及び守口市立学校いじめ防止対策等審議会の設置を条例として提案しようとするものです。

では、守口市いじめ問題対策連絡協議会条例案につきまして説明をさせていただきます。本条例において設置いたします、守口市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に関

する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき設置いたします。その内容につきましては、第1条に協議会の設置についての事項、第2条に協議会の委員についての事項、第3条に協議会の会長についての事項、第4条に協議会の会議についての事項、第5条に協議会の庶務についての事項、第6条には協議会の委任についての事項を定めております。

続いて、守口市立学校いじめ防止対策等審議会条例案につきまして説明をさせていただきます。

本条例において設置いたします、守口市立学校いじめ防止対策等審議会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、先の守口市いじめ問題対策連絡協議会との連携のもと、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするとともに、同法第28条第1項の規定に基づき、重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うため、設置をいたします。

その内容につきましては、第1条に審議会の設置についての事項、第2条に審議会の所掌事務についての事項、第3条に審議会の委員についての事項、第4条に審議会の会長及び副会長についての事項、第5条には審議会の会議についての事項、第6条に審議会の会議の非公開についての事項、第7条に審議会の庶務についての事項、そして第8条に審議会の委任についての事項を定めております。

内容については以上でございます。まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【審議状況】

○委員 本委員会でも昨年、このことにつきまして論議もいたしましたけれども、条例という形で具体化していくという運びになったということだと思います。昨年の12月の定例会で、この連絡協議会については設置がされたというようなお話でございましたけれども、この点についてはどうなっておりますか。

○事務局 前回の定例会におきまして、設置しておりました同名の連絡協議会につきましては、守口市いじめ基本方針の早期策定に向け、御意見をいただくためまずは受動的な運営を必要と考え、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づく会議体として、要綱にて設置いたしました。今回、本市におけるいじめ防止基本方針の策定を進めておるところですが、その策定に伴い、いじめ防止対策推進法に基づく会議体として位置づけるため、条例にて

設置しようと考えております。

○委員 具体的なことが起こってきた場合について、それについてぜひ適切に対応するための組織、これを具体化していくということだと思います。組織を着々と整えていくということは、当然必要なことでありますけれども、やはり臨機応変に事態に対応することは大事なことでございますので、制度は制度として整える一方で、具体的な問題については後手後手になることのないように、適切に御対応いただきたいということをこの際お願いしておきたいと思っております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第6号 守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第6号「教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案」につきまして、御説明申し上げます。

市立学校の電気の供給につきましては、高圧電気の供給を受け、電気工作物である高圧受電設備を設置しているところでございます。電気事業法の保安規定により、電気工作物を設置するものは電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めなければならないとされており、教育委員会におきましても電気工作物保安規程を定めているところでございます。

今回の改正でございますが、市立第二・第四中学校の統合校、樟風中学校に電気工作物の設置によります改正でございます。内容でございますが、第2条の表中、守口市立錦中学校の項の次に、守口市立樟風中学校の項を加え、守口市立第二中学校及び守口市立第四中学校の項を削除し、また同条の表に旧守口市立第二中学校、旧守口市立第四中学校の項を加えるものでございます。

なお、附則におきまして、施行日につきましては平成27年4月1日でございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議、御決定いただきますよう、お願いいたします。

【審議状況】

○原案通り可決。